

## 「公的年金と消費税」

岩瀬 直行 陸自88

今回は公的年金(以下、年金)のあまり知られていない話です。

参院選前に自民党の茂木幹事長が「消費税を下げるなら、年金受給額を3割減らす」と発言し、物議を醸しました。果たして消費税と年金受給額は直接関係があるのでしょうか。

結論から申しますと関係がありません。消費税は社会保障目的税の財源となっており、現在、年金原資の半分を占めています(残り半分は被保険者の納める保険料)。よって仮に消費税が撤廃されると、どこからか財源を持ってこない限り、年金受給額は半減することになります。

消費税(諸外国では付加価値税)は諸外国でも一般的な税金ですが、これを社会保障目的税として年金の原資としている国は実は日本だけです。このやり方は2000年から始まりました。年金と税をリンクさせることにより、増税の正当化を狙っているのでしょうか。いずれにして

も世界中どこを見渡してもこんなことをやっている国はありません。

現在世界はエネルギーや食糧の暴騰により悪いインフレすなわちスタグフレーション(景気後退とインフレの同時進行・賃金上昇率(物価上昇率)が発生しており、だんだん日本も例外ではなくなっています。

インフレを抑える有効な手段の一つとして、消費税の廃止、縮小が挙げられますが、そうした場合、受給額が減少し「年金生活者の生活」に大きな影響を与える可能性が出てきます。まるで「年金生活者の生活」と「国民全体の生活」の天秤ですね。年金が人質に取られていると言われるのも過言ではない、と思っているのは私だけでしょうか。

次に年金受給額の決定要領についてです。国民年金(1階部分)の年金受給額は原則78万9000円の固定額に改定率という係数を乗じた額であり、厚生年金(2階部分)の年金受給額は、平均標準報酬額(厚生年金の被保険者期間の各月の標準報酬月額(給料)と標準賞与額(ボーナス)の額に再評価率という係数を乗じて得た額の総額を被保険者期間で除した額)に給付乗率(5・481/1

000)と被保険者期間の月数を乗じた額となります。

ここで「改定率」と「再評価率」(以下、改定率等)という言葉が出てきます。これらは毎年改定され変動するため、受給額の増減に直接影響を与えます。ちなみに令和4年度の年金額は令和3年度に比してマイナス0・4%の減額改定でした。

改定率等は「第1段階で物価スライドにより調整」した後、「第2段階としてマクロ経済スライドにより調整」します。「物価スライド」とは物価変動率(物価上昇率)を指します。これすなわちインフレ率ですので物価スライドで物価変動率が使用される限り年金はインフレと同じだけ上昇しますので、ひとまず安心です。

ただし賃金変動率が物価変動率に追いつかないスタグフレーション時には、物価スライドは物価変動率ではなく賃金変動率を使用することとなります。

これは21年4月から始めたもので、スタグフレーションにおいて賃金変動を重視するルールに改めることにより、年金の実質価値を維持することよりも現役世代の負担の軽減を重視する方針に転換したものです。

それまでは物価スライドがマイナスの場合には前年度の年金受給額を据え置きとしていました。令和4年度の年金はマイナス0・4%の減額でしたが、これは賃金変動率が物価変動率に追いつかなかったため、賃金上昇率が使用された結果でした。

次にマクロ経済スライドです。物価スライドがプラスの時だけ発動されます。そもそもこれはマイナス係数で、現役世代の減少率に平均余命の伸びを勘案した一定率を掛けて算出します。よって少子高齢化がどんどん進む状況では、例え物価スライドの段階でプラスであったとしてもマクロ経済スライドが発動され、結局、年金受給額が目減りする可能性が高くなります。

以上の事から消費税の動向、スタグフレーション及び少子高齢化等の要因が年金受給額に重大な影響を及ぼし、この先これらの要因が払拭される可能性は少ないと思われまます。

年金を原資とする老後の生活は大丈夫なのでしょうか? インフレ、特にスタグフレーションに年金は耐えることができるのでしょうか? 次回はそれについて検証してみたいと思います。